

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 25日

埼玉県知事 殿
(市長)



提出者

住 所 埼玉県秩父市下影森1505

氏 名 株式会社レゾナック 秩父事業所

事業所長 栗飯原 範行

電話番号 0494-23-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナック 秩父事業所
事業場の所在地	埼玉県秩父市下影森1505
計画期間	1月1日～12月31日(事業年度)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電子管又は半導体素子製造業(5705)
②事業の規模	売上高 119億円(事業所)
③従業員数	182名(令和5年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 詳細は、別紙3-1 参照		
	特別管理産業廃棄物の種類	全ての特菅廃棄物	
	排 出 量	474.22 t	t
	(これまでに実施した取組) ①歩留まりの改善 ②薬液ライフの見直し ③薬液リサイクル ④薬液量の適正化 ⑤分別の徹底（特管物と一般廃棄物）		
② 計画	【目標】 詳細は、別紙3-1 参照		
	特別管理産業廃棄物の種類	全ての特菅廃棄物	
	排 出 量	500 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年同様の継続的取組 廃油の焼却処分を止め、再生燃料化を継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3-2
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3-2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 実績なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】 計画なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 実績なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】 計画なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 実績なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】 計画なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

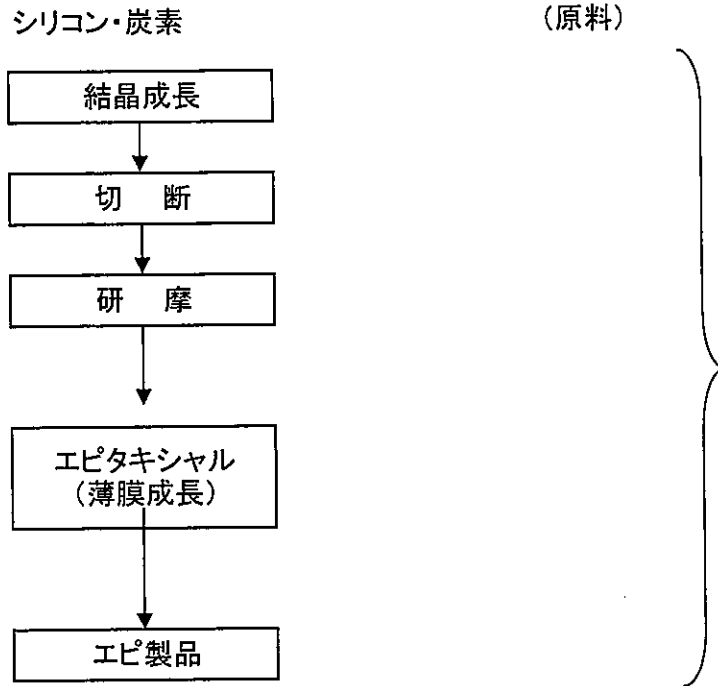
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 詳細は、別紙4 参照		
	特別管理産業廃棄物の種類	全ての特菅廃棄物	
	全処理委託量	474.22 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	474.22 t	t
	再生利用業者への処理委託量	474.22 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ① 再生生利用可能処理業者への切替 ② 分別回収による埋立廃棄物の減量化 ③ 最終処分の埋立量を全廃棄物量の0.5%以下にする取組		

④ 計画	【目標】 詳細は、別紙4 参照	
	特別管理産業廃棄物の種類	全ての特管廃棄物
	全処理委託量	500 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	500 t t
	再生利用業者への処理委託量	500 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組) 最終処分の埋立量を全廃棄物量の0.5%以下にする取組の継続	
電子情報処理組織の使用に関する項目	【前年度(令和4年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	474.22 t
(今後実施する予定の取組) 全ての特別管理産業廃棄物の処理委託に電子マニフェストを使用する。		
※事務処理欄		

別紙1 「④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」

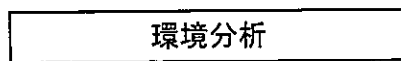
製造工程フローシート及び廃棄物発生フローシート

1. 化合物半導体製造工程



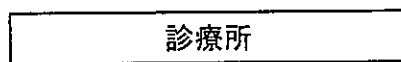
廃棄物の発生	委託処理内容
→ 強アルカリ	→中和・脱水
→ 廃油	→焼却
→ 強アルカリ	→中和・脱水
→ 強酸	→中和・脱水

2. 分析部門



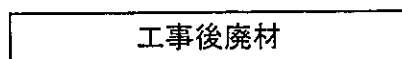
廃棄物の発生	委託処理内容
→ 強酸	→中和・脱水

3. 秩父事業所 総務グループ



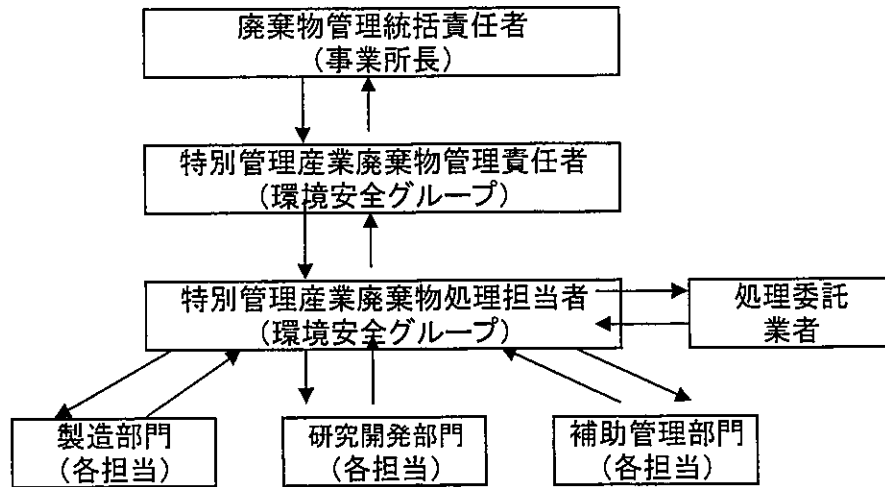
廃棄物の発生	委託処理内容
→ 感染性 廃棄物	→焼却・溶融

4. 秩父事業所 工務グループ



廃棄物の発生	委託処理内容
→ 廃石綿等	→焼却・溶融

別紙2 「管理体制図」



役割

①廃棄物管理統括責任者

- ・廃棄物に関する事業所内の最高責任者であり、特別管理産業廃棄物管理責任者及び廃棄物処理担当者から報告を受け、必要に応じて指導、指示を行う。

②特別管理産業廃棄物管理責任者

- ・各部門からの報告や懸案事項を廃棄物管理統括責任者に報告すると共に、特別管理産業廃棄物に関する実務的な業務の責任者となる。

③特別管理産業廃棄物処理担当者

- ・特別管理産業廃棄物の処理の実務担当者となり、各部門の担当者と協力し、特別管理産業廃棄物を適正に処理処分を行う。
- ・特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)を運用し、処理状況を把握し特別管理産業廃棄物管理責任者に報告する。

④各部門担当者

- ・廃棄物の発生量、発生原単位、種類及び性状を把握する。
- ・廃棄物の種類毎に分別し、廃棄物保管場所への搬入の責任を負う。
- ・処理委託するにあたり、特別管理産業廃棄物処理担当者と事前協議を行い、適正な処理を依頼する。
- ・各部門長、関係者と協議し、廃棄物の資源化、減量化を推進する。
- ・必要により廃棄物の性状分析を行う。

別紙3-1 「特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」

前年度排出実績と本年目標排出量

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	強酸	強アルカリ	PCB	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ	廃石綿等	感染性	合計
令和4年度実績排出量	0.00	474.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	474.22
令和5年度目標	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	500

(単位:t)

補足：令和5年度目標値について

- ①生産量の増減により廃棄物の排出量も増減する。生産予想量より廃棄物排出量を予想し目標を設定した。
- ②廃油の焼却処分を止め、再生燃料化を継続する。

別紙3-2 「特別管理産業廃棄物の分別に関する事項」

「①現状」

- ・多量排出工程の廃酸、廃アルカリについては分別してタンクに貯蔵しローリー回収実施。有害物を分別して管理。
- ・上記以外の廃酸、廃アルカリ及び、廃油、汚泥、燃え殻、廃プラスチック等も分別回収を行い、有害物を分別し特別管理産業廃棄物倉庫で管理。
- ・分別を徹底し特別管理産業廃棄物削減に取組実施。(特管物と一般産業廃棄物)
- ・ポリタンク容器回収の廃棄物は、種類の色別表示による分別を実施。

「②計画」

- ・引き続き分別を徹底し特別管理産業廃棄物削減に取組む。

